

2 総評

「多少のコピーはやむを得ない」と思う学生たち

ソフトウェア著作権意識調査結果

他人のコンピュータソフトウェアをコピーして使用したことがある学生や専門学校生は過半数を超え、それも、パソコンの使用経験が長ければ長いほど顕著に増加、6年以上のベテランで違法コピーの経験者は、実に77%にも達していた――。

これは、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会が99年5月、東京都内で「学生のソフトウェアの著作権に関する意識調査」を実施した結果、明らかになった。アンケートに答えたのは368人で、6人を除き1台以上のパソコンを持ち、4台以上持っている学生も17人いた。内訳は大学生53%、専門学校生47%、性別は男83%、女14%、年齢は18歳から22歳が多く、大学は3年生、専門学校生は1年生が中心だった。

○圧倒的に多い「知人・友人からコピーした」

違法にソフトウェアをコピーしたことがある経験者は、過半数を超える188人。友人、知人からのコピーが大部分で、学校・研究室からのコピーも10%以上あった。コピーしたソフトは、趣味用が67%、一般ビジネス用42%、学習・実習用35%、通信用13%など。とりわけ専門学校生は76%が趣味用のコピー使用を経験しており、顕著に高かった。

学生は、なぜ、それほどコピーをするのだろうか。理由を聞いたところ、「お金の節約のため」と答えたのが圧倒的に多く63%（専門学校生は70%）、「他人に勧められた・もらうことができる」が51%、「試しに使った」のが25%、なかには「買いに行くのが面倒」、端（はな）から「コピーですますと決めているから」も各5%あった。1ヶ月のお小遣いは、大学生の3万円から6万円未満42%に対し、専門学校生は1万円未満が42%と多いことも原因のようだ。

コピー経験者で「今後もコピーソフトを使う」と答えたのは68%、「使わない」と答えたのは、わずか4%、専門学校生で「使わない」は1%にとどまった。

○「コピーは絶対良くない」と思うのは、たった7%

コピーをしたことがないと回答した学生にも、その理由を聞いてみた。単純に「方法が分からない」29%と、「著作権法違反だから」28%が拮抗している。だが、専門学校生で「方法が分からない」ためとしたのは38%と多く、「著作権法違反だから」は22%にすぎず、

意識は低いことが分かった。「勤める人がいない」18%、「購入すると決めている」15%、「コピーしたいソフトがない」14%、「ウイルス侵入が心配」も10%あるが、「マニュアル・サポートが必要」は7%だけ。パソコンがより普及し、ソフトも使いやすくなればなるほど、マニュアルはコピーの抑止力にはなりそうにない。

ソフトウェアに著作権があると認識しているのは88%（大学生94%、専門学校生82%）で、コピー未経験者82%より経験者のほうが94%と高い。しかし、著作権者の許諾なく、インターネットやLANでソフトウェアを送受信する違法性を知っているのは52%と少なく、公衆送信権の認知度はまだ低いようである。

違法コピーの売買サイトを知っているのは54%、そのサイトの閲覧経験者も47%、そのサイトからすでに購入したことがあるのは16%、そのサイトに「関心あり」と答えたのは38%。

使用許諾契約書は、「ほとんど読まない」48%、「使用許諾契約書とは何か」と分からないのが13%もいた。「必ず読む」8%、「たいてい読む」も29%。これまで著作権の学習機械があった人は32%で、その機会は、新聞、雑誌が16%、本が12%と活字媒体が多い。

一方、コピーを他人にあげる行為に「抵抗がある」は18%、「ややある」は36%、抵抗がない人も40%いた。また、「コピーは絶対良くない」と考えているのは、驚くことにわずか7%に過ぎなかった。「学生がコピーを使うのは許されるべき」行為とするのは14%、「学生でなくとも個人レベルのコピーは許されても良い」27%、「著作権の保護は大切だが、多少のコピーはやむを得ない」が、なんと55%もあった。

○全体の結果

全体結果から、以下のようなことが分かった。

- (1) 今回調査した学生の半数以上が、コピー経験者または使用者である。
- (2) 半数以上の学生がソフトを違法コピー品で調達しており、友人・知人からのコピーが大多数で、研究室・実験室からのコピーも多い。学生の間でコピー品が流通していることがわかる。
- (3) コピーする理由は、半数以上の人「お金の節約」、「勤められる・もらえる」からであり、ここでも学生の間でのコピー品が流通していることがわかる。
- (4) そのうち70%近くの人が、今後もコピー品を使うつもりである。
- (5) コピーしたことがない人でも、「方法がわからない」「勤める人がいない」という消極的理由をあげた学生が半数近くにのぼり、コピー品使用者予備軍である。
- (6) 90%の学生が、学生や個人レベルのコピーは許される又はやむを得ないもの、と考えている。

- (7) 88%の学生がソフトウェアに著作権があることを知っており、かつコピー品使用者ほど、その割合が高い。
- (8) 半数以上の学生が、インターネット上に違法コピー売買サイトがあることを知っており、そのうち半数ちかくが閲覧経験者である。
- (9) 70%ちかくの学生が、いままでソフトウェア著作権についての教育機会を与えられていない。

この結果から推測される学生のコピーユーザーとは、友人どおしのやりとりでコピーソフトを入手することが多く、将来にわたってコピー品をつかうつもりがあり、また著作権法で守られていることはわかっているが、自分のやっているコピー程度は許されても良い、又はやむを得ない範囲と思っている、、、という様子が浮かび上がった。

大部分の学生が、ソフトウェアに著作権があることや、権利者の許諾のないコピーは違法であることを知っており、当協会をはじめとした関係者の広報活動により、ソフトウェア著作権が広く認知されていることが分かったが、この調査で登場した学生についていえば、著作権意識が違法コピーの抑止力に直接つながっておらず、安易な意識で違法コピーをしているという、残念な実態が明らかになった。

また、パソコンをより長く使っている学生ほど、違法コピー品を利用している割合が高く、著作権についての知識があり、逆に言えば、パソコン初心者ほど、違法コピー品を使っている割合が低く、著作権についての知識が少なく、コピーしない理由が消極的であった。したがって、機会さえあれば、またはパソコン利用が長期間になれば、違法コピー利用者に移行する可能性が高いということがわかり、これも残念な結果である。

著作権意識の普及については、本や雑誌などから得ているケースが多く、学校教育で受けた人はたった5%であった。それだけに、著作権意識といっても、聞きかじった程度の曖昧な知識が多く、その意義や、存在理由など重要な部分の理解にまで至っていないかもしれない。

著作権法の意義や重要性を理解してもらうためには、学校における著作権教育が重要であり、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会はこのことを訴えてきたが、この結果をみて、初等、中等、高等教育の各場面での著作権教育の必要性を痛感するものである。

これら学生は、近い将来の日本社会の担い手であるにもかかわらず、知的財産の重要性をきちんと学ぶ機会がないまま社会人となることを考えると、今現在の学校(大学や専門学校)において、何らかの学習機会や情報提供を措置していただけることを希望するものである。